

### ◆ごみ出しサポート等事業について ～まずはご相談ください～

町では、ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者の方などを対象にサポートを行っています。

#### 1. 対象者は？

親族、近隣の方などの協力を得ることが難しく、家庭ごみを収集所に持っていくことが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者のみの世帯で、以下の項目のいずれかに該当する方。

- ① 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- ② 身体障がい者手帳の交付を受けた方
- ③ 療育手帳の交付を受けた方
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方

#### 2. 収集するごみの種類・分別方法は？

大崎町のごみ出しルールと同じく、資源ごみ、生ごみ、一般ごみに分別して出していただきます。(粗大ごみは、別途リサイクルセンターへの申し込みになります。)

#### 3. 収集方法は？

町が定めた曜日に玄関先などに出していただいた家庭ごみを収集に伺います。

#### 4. 申請手続きは？

まずはお電話にて役場住民環境課環境対策係へご相談ください。その後、環境対策係に備え付けの申請書によりお申し込みください。

なお、役場までお越しになれない方はヘルパーなどの代理人での申請も可能です。

#### 5. 可否決定は？

申請受付後、職員がご自宅に訪問してご本人の状況を調査し、利用の可否を決定します。

#### 6. 問い合わせ先は？

住民環境課 環境対策係 ☎099-476-1111 (内線127・128)

### ◆『新聞・チラシ』は町の分別収集へ

現在、平成25年度と比較して**2年連続で『新聞・チラシ』の回収量が減少しています。**

新聞・チラシなどの資源ごみの販売益金は、環境衛生協力金や生ごみ処理機の購入補助金など、住民の皆さまへ還元するための貴重な財源となります。『新聞・チラシ』の町分別収集にご協力ください。

